

公益社団法人 全国運転代行協会 Japan Driving service Association

JDA NO.95

平成25年3月25日 発行

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 http://www.untendaikoukyoukai.or.jp

運転代行業の更なる健全化対策の一環として ペイント表示に加え、標準約款改正の告示、通達の 改正、新たな通達などが行われました。(公布：3月8日 施行：3月31日)

今回の改正内容を従業員に周知させるとともに従業員指導記録簿に記載することを忘れずに実施しましょう。

随伴用自動車のペイント表示(固定化)の義務付け(国土交通省令改正)

すでにご承知のとおり、本年1月25日に改正国土交通省令が公布され、3月31日から施行となります。施行後はマグネット板のように簡単に取り外しができる表示方式は禁止となり、ペイント表示(ペンキかカッティングシートなどによる固定化した表示)が義務化されます。代車など臨時に使用する随伴車両も同様の扱いです。表示内容は、従来どおりです。表示は①横書きで随伴用車両の両側面を行う②各文字は原則として同じ大きさで、1文字の大きさは5cm程度以上を目安とします。③文字色は指定されていませんが、ボディ色を考慮のうえ、利用者が見てわかりやすい色で表示することが必要です。



利用者の求めに応じた領収証の発行(標準約款改正)

これまで、代行料金の透明感を確保するためには、事業者が利用者に対し、その料金の明細を記載した領収証発行に努めるようにとの通達となされてきましたが、今般、利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、更なる利用者の保護を図るため、**料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行する**旨の規定を標準約款に追加しました。

なお、改正標準約款は、本誌4ページに全文掲載しましたのでご活用ください。

料金概算額の算出根拠の説明(運用通達改正)

現行でも、利用客に対し料金表を示し、目的地に照らした料金の概算額を口頭により明確に伝えることが求められていますが、今回の改正で**料金の算定根拠の明示**を通して利用者の料金制度に対する不透明感を払拭し、**利用者保護の一層の充実**を図るため、**利用者に料金表を示した上で、その料金表に利用者の目的地を当てはめた結果、利用者が支払うべき料金の概算額を、口頭によりはっきりと伝えることが求められています。**

白タク行為の行政処分の強化(基準通達改正)

白タク行為を行った場合、現行では、過去2年間に運転代行業法第22条に基づく行政処分歴がなく、白タク行為が偶発的なものである場合には「注意」にとどめることも可能とする特例が設けられていましたが、**今回の改正により、この特例を廃止し、白タク行為を行った事業者に対しては、法に基づいて「指示処分」を行うこととしています。**

※「指示処分」を受けた事業者には違反点数2点が加算されるとともに、ネガティブ情報として、都道府県警察及び国土交通省地方運輸局のホームページに2年間公表されます。

行政処分歴のネガティブ情報の公表(警察庁通達)

昨年11月13日に警察庁交通局通達にて発出済みであり、準備が整った都道府県から順次取り組みが開始されています。各都道府県警察と各運輸支局が連携し、**運転代行業者の行政処分があった場合は、都道府県警察及び国土交通省地方運輸局、沖縄総合事務局のホームページにて、事業者名、行政処分内容等が公表されます。**処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別等が記載されます。

被処分者	認定証番号 自動車運転代行業者の名称又は記号 主たる営業所が所在する地区町村	〇〇公安委員会 第 号
処分年月日	平成 年 月 日	
処分内容		
処分理由		
根拠法令		
処分を行った公安委員会		〇〇公安委員会

運転代行中の損害賠償措置の書面による説明(国土交通省通達)

3月8日に国土交通省自動車局から通達が出され、利用者の不安感払拭と運転代行業者における代行共済(保険)の契約締結義務に対する更なる意識の向上を図るために、**利用者に対して、随伴車に講じている損害賠償措置に関する以下の4つの事項を記載した書面を提示して説明するように努めること**が通達されました。

- ①当該代行運転自動車の運行により生じた損害を賠償するために、②～④の内容の共済契約又は保険契約を締結している旨、及び当該契約は当該代行業者が運行する随伴用自動車により運転代行役務を提供する全ての場合を対象とする旨の記載
- ②共済組合又は保険会社の名称
- ③契約期間(〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日〇時まで)
- ④共済契約又は保険契約の内容及び損害賠償限度額(対人、対物、対顧客車両の各損害賠償限度額)

今回の「更なる健全化対策」で示された諸施策に対する問い合わせ窓口

今回発表された諸施策に対する問合せは、下記の各都道府県運輸支局が窓口となり受け付けます。

北海道	札幌	011-731-7167	栃木県	028-658-7011	静岡県	054-261-2898	山口県	083-922-5336
	函館	0138-49-8863	群馬県	027-263-4440	愛知県	052-351-5313	徳島県	088-641-4811
	旭川	0166-51-5272	埼玉県	048-624-1032	三重県	059-234-8411	香川県	087-882-1357
	室蘭	0143-44-3012	千葉県	043-242-7335	滋賀県	077-585-7253	愛媛県	089-956-1563
	釧路	0154-51-2514	東京都	03-3458-9234	京都府	075-681-9765	高知県	088-866-7311
	帯広	0155-33-3286	神奈川県	045-939-6802	大阪府	072-822-5254	福岡県	092-673-1195
	北見	0157-24-7631	新潟県	025-285-3124	兵庫県	078-453-1105	佐賀県	0952-30-7271
	青森県	017-739-1502	富山県	076-423-0893	奈良県	0743-59-2151	長崎県	095-839-4747
	岩手県	019-638-2155	石川県	076-291-7853	和歌山県	073-422-2138	熊本県	096-369-3155
	宮城県	022-235-2515	福井県	0776-34-1602	鳥取県	0857-22-4120	大分県	097-558-2107
	秋田県	018-863-5813	山梨県	055-261-0880	島根県	0852-37-1311	宮崎県	0985-51-3952
	山形県	023-686-4712	長野県	026-243-4603	岡山県	086-273-2113	鹿児島県	099-261-9192
	福島県	024-546-0343	岐阜県	058-279-3714	広島県	082-233-9167	沖縄県	098-877-5140
	茨城県	029-247-5244						

優良運転代行業者評価制度の創設

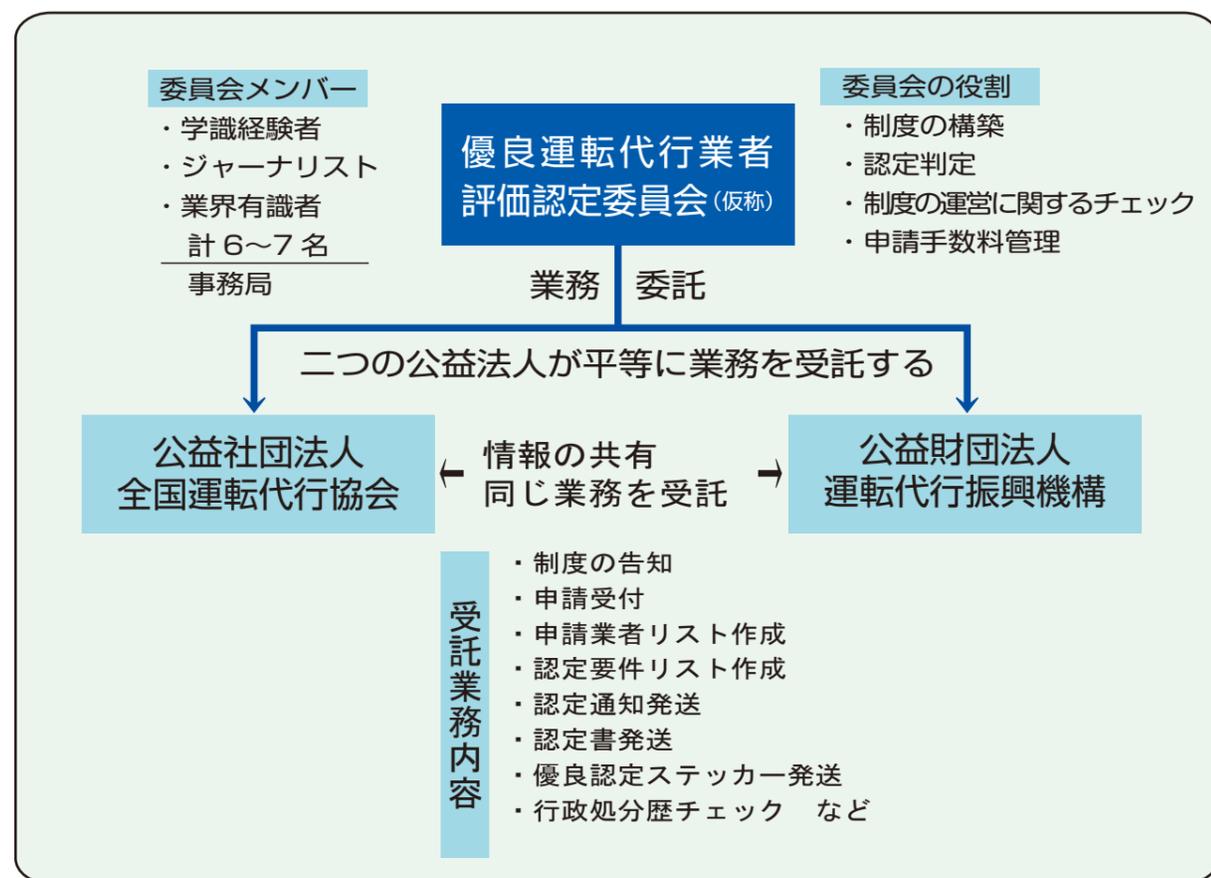
安全・安心な運転代行の普及促進策の一環として、警察庁・国土交通省は業界に向けて、優良運転代行業者評価制度の創設を示唆しました。これを受けて公益社団法人全国運転代行協会では、公益財団法人運転代行振興機構と協議しながら制度設計に着手しました。その大要が3月11日の当協会第7回理事会において承認されましたのでご紹介します。

この制度の仕組みは、制度の透明性と公平性を保つために、優良運転代行業者評価認定委員会（仮称）を設立し、制度運営の責任を担うことになります。委員会メンバーは学識経験者、ジャーナリスト、業界有識者等で構成されます。制度の発足は7月を予定しています。

対象者	認定を受けて2年以上経過する運転代行業者
評価認定基準	①損害賠償措置が万全であること ②随伴用自動車の任意保険に加入していること ③運転代行業法及び関連法令を順守していること ④納税申告義務を果たしていること ⑤代表者が過去2年以内に悪質な法令違反（酒酔い・酒気帯び・無免許運転等）がないこと
申請方法	評価認定を希望する業者は、指定の申請書一式を委員会に提出（申請手数料が必要）
認定通知とステッカー交付	①優良運転代行業者と認定された業者に対して優良運転代行業者認定書を発行するとともに優良認定ステッカーを交付 ②優良認定業者の情報は、ホームページ等を通じて一般社会、利用者、飲食店等に周知徹底する
認定有効期間	認定期間は2年間とし、認定継続を望む場合は再申請する
認定取り消し	基準に違反する事案が判明した場合、また非認定業者と統合した場合等は認定取り消し

優良運転代行業者評価制度の仕組み

警察庁・国土交通省の助言を仰ぎながら構築



標準自動車運転代行業約款（平成14年5月24日国土交通省告示第445号）

（最終改正平成25年3月8日）

（適用範囲）

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 当社がこの約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

（係員の指示）

第2条 利用者は、当社の運転者（代行運転自動車（代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。）を運転する者をいう。以下同じ。）その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

（代行運転役務の提供）

第3条 当社は、次条の規定により代行運転役務の提供又はその継続を拒絶する場合を除いて、代行運転役務を提供します。

（代行運転役務の提供及びその継続の拒絶）

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

- (1) 当該代行運転役務の提供の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2) 代行運転自動車がないとき。
- (3) 当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4) 利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5) 代行運転役務の提供に支障となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6) 当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7) 天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8) 利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9) 利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10) 泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき。
- (11) 利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12) 利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

（料金）

第5条 当社が収受する代行運転役務の提供の料金は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定に基づき営業所に掲示するとともに、利用者に対してあらかじめ提示する料金表における算出方法により実施しているものによります。

（料金の収受）

第6条 当社は、代行運転役務の提供の終了の際に料金の支払いを求めます。
2 当社は、料金を収受した場合であって利用者の求めがあったときは、収受した料金の額を記載した領収証を発行します。

（利用者及び第三者に対する責任）

第7条 当社は、当社の代行運転自動車の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を害したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。
2 前項の場合において、当社の責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

第8条 当社は、前条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の運行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

（利用者の責任）

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損害の賠償を求めます。

附 則（平成25年3月8日国土交通省告示第221号）

この告示は、平成25年3月31日から施行する。